

住居賃料の税務的な扱いについて

賃料に関わる税務の取扱は重要で複雑です。下記のフローチャートを参照のうえ、物件の取引相手がA～Dのどれに該当するかをご連絡下さい。

日本とは異なり、源泉5%は毎月申告・納税、FBT税は3ヶ月に一度の申告・納税ですので、一度申告したものをあとになって遡って修正することは大変煩雑ですので致しません。将来の分を変更することは可能です。

